

中国国家認証許可監督管理委員会 (CNCA) 公告 『強制製品認証 (CCC 認証) 実施規則』の新規則 (2015 年 1 月 1 日より実施)

総合的な改革を深め、強制製品認証 (CCC 認証) 制度システムの改善の為、本委員会は、関連法律、法規の要求に基づき、パイロット認証での規則の実施経験を結合させ、総合的な製品強制認証 (CCC 認証) 実施規則の調整、改訂を行う。改訂の完了した自動車及び安全アクセサリ 強制製品認証実施規則を通知する (添付文書 2 ~ 15 を参照、以下『新規則』と称す)。新規則は 2015 年 1 月 1 日より正式に実施し、旧規則に替わる新規則は付属文書 1 の対照表を参照のこと。各関連指定認証機関は、新規則と既に発布してある強制製品認証共通実施規則の要求に従い、対応製品の認証実施細則を制定しなければならず、認証実施細則は 2014 年 12 月 31 日前に本委員会認証監督管理部へ登録後、関連指定領域の認証活動を展開できる。新規則実施開始日から、新たに受理した認証委託業務を行う際、指定認証機関は新規則により実施認証すること。新規則実施前既に認証済みの新規則が関与する非量産車認証モード、車両改造、燃費管理規定変更の自動車製品認証証書は継続使用可能できるが、認証証書ある製品及び企業は 2016 年 12 月 31 日前新規則の要求に従わない、2016 年 12 月 31 日以後新規則の要求に従わない相関製品の認証証書が使用不可になる。新規則実施前に既に認証された他の自動車及び安全アクセサリ等製品の認証証書は継続使用可能で、指定認証機関は、認証証書の切り替え業務を行う際、満期による切替、標準変更、製品変更等の自然な形での切替を行わなくてはならない。技術の発展、新製品の出現により、認証適用基準は改善を続けていく。今回の改訂では規則適用製品に以下の調整を行った。

1. 「自動車外部照明及び光信号装置」の項目に「車両後部反射器」を追加。
2. 「自動車装飾内装用品」の項目に「一部の客室、運転室、荷物室或はエンジン室内内装用品」を追加。
3. 標準名称変更のため、「自動車リアミラー」を「車両間接視野装置」に変更し、標準により適用範囲を微調整する。

関連指定認証機関は、新規追加された製品状況に基づき、関連生産企業へ認証の実施、周知徹底を図らなければならない。改訂により新規追加製品は 2016 年 1 月 1 日から認証を受けていない製品の勝手な出荷、販売、輸入又はその他の経営活動に使用してはならない。

1. 自動車及び安全アクセサリ強制製品認証実施規則調整対照表
2. CNCA-C11-01 : 2014 自動車
3. CNCA-C11-02 : 2014 オートバイ
4. CNCA-C11-03 : 2014 オートバイエンジン
5. CNCA-C11-04 : 2014 自動車シートベルト
6. CNCA-C11-05 : 2014 原動機付き車両用ホーン
7. CNCA-C11-06 : 2014 原動機付き車両のブレーキホース
8. CNCA-C11-07 : 2014 自動車の外部照明および光信号装置
9. CNCA-C11-08 : 2014 原動機付き車両の間接視野装置
10. CNCA-C11-09 : 2014 自動車室内用アクセサリ
11. CNCA-C11-10 : 2014 自動車ドアロックおよびドア支持部品
12. CNCA-C11-11 : 2014 自動車燃料タンク
13. CNCA-C11-12 : 2014 自動車シートおよびシートヘッドレスト
14. CNCA-C11-13 : 2014 車体反射標識
15. CNCA-C11-14 : 2014 自動車ドライブレコーダー

※内容については中国語原文が優先します。中国語原文は 中国国家認証許可監督管理委員会 (http://www.cnca.gov.cn/tzgg/ggxx/ggxx2014/201408/t20140827_21252.shtml) の HP をご確認願います。

※新実施規則の日本語版を販売しています。上記以外の実施規則の日本語版についても、お問い合わせください。